（事業主の方へ）

# 円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例 を終了します

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために、労働者に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

**これまで、円高の影響を受けた事業主には、生産量要件を緩和し、以下の特例を適用していました。**

## 円高の影響を受けた事業主に対する生産量要件

- 経済上の理由により、最近１か月の生産量、売上高などがその直前の１か月または前年同期と比べ 、原則として５％以上減少している、または減少する見込みであること

**平成25年3月31日をもって、この特例を終了します。**

**平成25年4月1日以降に助成金の対象期間を設定する（利用を開始する）すべての事業主は、以下の要件を満たす必要があります。**

## 雇用調整助成金の主な支給要件

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近３か月の生産量、売上高などが、前年同期と比べ 10％以上減少していること

※このほかにも、支給の要件があります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・ハローワーク

LL250214開発01